横浜市教育委員会 臨時会会議録

- 1 日 時 令和5年3月24日(金)午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室(みなと6・7)
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員 四王天委員 大塚委員 木村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会臨時会議事日程

令和5年3月24日(金)午前10時00分

1 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について 令和4年度ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチームの実施報告について いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について 横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(原案)について 横浜市特別支援教育推進指針(仮称)の検討の開始について

2 審議案件

教委第77号議案 横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正について 教委第78号議案 博物館法施行細則の全部改正について

3 その他

[開会時刻:午前10時00分]

鯉渕教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。 議事日程に従いまして、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

【一般報告】

1 市会関係

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。まず、市会関係ですが、前回の教育委員会臨時会から本日までの間についての報告はございません。

- 2 市教委関係
- (1) 主な会議等
- (2) 報告事項
 - ○新型コロナウイルス感染症への対応について
 - ○令和4年度ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチームの実施 報告について
 - 〇いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について
 - ○横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(原案)について
 - ○横浜市特別支援教育推進指針(仮称)の検討の開始について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、こちらも前回の教育委員会臨時会から本日までの間についての報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から5点報告いたします。1点目として「新型コロナウイルス感染症への対応について」、2点目として「令和4年度ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチームの実施報告について」、3点目として「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果について」、4点目として「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(原案)について」、最後に5点目として「横浜市特別支援教育推進指針(仮称)の検討の開始について」報告いたします。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

特になければ、次に「新型コロナウイルス感染症への対応について」、所管局から御報告いたします。

青石人権健康 教育部担当部 長 皆様、おはようございます。人権健康教育部担当部長の青石です。「新型コロナウイルス感染症への対応について」、本日は3点ほど御報告をさせていただきたいと思います。1点目は「教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」、2点目ですが、先日、横浜市立学校の卒業式は全て無事終了いたしました。そちらの御報告をさせていただきます。3点目です。「学校における新型コ

ロナウイルス感染症対策の変更について」、学校も4月1日からマスクの対応を 含めて変わっていきますので、そちらの変更について通知を出させていただきま した。そちらの御報告をさせていただきます。報告は担当の課長からいたしま す。

長 田 健 康 教 育・食育課長 おはようございます。健康教育・食育課長の長田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、「1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」でございます。現在、1月以降ですが、感染症の報告数は減少傾向となっております。令和5年3月20日から3月22日の感染者数は、児童生徒16人、教職員が0人、そして、新規学級閉鎖数は0学級となっております。

ページをおめくりください。2ページでございます。「2 市立学校の卒業式について」、市立学校の令和4年度卒業式は、3月から順次、児童生徒数や学校施設の実情に合わせて実施しております。なお、市立学校卒業式におけるマスクの取扱いにつきましては、国の通知に沿って「児童生徒、教職員について、式典全体を通じてマスクの着用を求めない」「来賓や保護者等はマスクの着用を求める」「歌唱や合唱を行うときなどは、マスクの着用など感染症対策を講じた上で実施する」としております。そちらに中学校と小学校の写真を掲載させていただいております。学校の様子としましては、子供たちにつきましては、着けている子も着けていない子もいるという状況でございましたが、特に証書の授与の段階では外していただいたような様子を伺っております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。「3 学校における新型コロナウイ ルス感染症対策の変更について(令和5年4月1日~)」の対応でございます。 令和5年3月20日に「学校における新型コロナウイルス感染症対策の変更につい て」を学校に発出しております。政府の方針である「令和5年4月1日以降の新 学期におけるマスクの着用の考え方について、学校教育活動の実施に当たって は、マスクの着用を求めないことを基本とする」ことに沿って発出された文科省 通知を踏まえまして、本市通知では、一つ目の「・」になりますが、「学校教育 活動において個人の主体的な選択を尊重し、児童生徒・教職員ともマスクの着用 を求めない」。また、「基礎疾患や花粉症など様々な事情により、マスクの着用 を希望する児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いる ことのないようにする」。そして、「感染リスクが比較的高い学習活動と想定さ れる密になる活動等の実施に当たっては、常時換気や大声での会話を控えるこ と、横の人と触れ合わない程度の距離を確保するなど、一定の感染症対策を講じ る」。そして、「入学式等の儀式的行事において、国歌・市歌・校歌等の斉唱や 合唱時等も含めて、児童生徒・教職員・来賓・保護者とも、マスクの着用を求め ない」と発出しております。また、給食・昼食時の対応につきましては、「適切 に換気した上で、机ごと移動するのであれば、対面の座席配置も可能」「引き続 き、大声でなければ、会話を控える必要ない」としております。

以下に実際の通知の抜粋を掲載しております。説明は省略させていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

大塚委員

御報告ありがとうございます。コロナ禍の期間、子供たちがマスクをしながら 学習を続けることは、大変苦しかったと思います。また、子供たちの命を守ると いう点で、学校も様々な努力を行われてきて、やっとこういう状況になってきた ことはありがたいなと思います。私の思いですが、これから学校でマスクを取り 外した中で、楽しく給食を食べる、食べる楽しさを子供たちに取り戻していきたいなと思います。それから、グループ学習は今までのとおりとはなかなかいきませんけれども、それでも、その第一歩を踏み出して、子供たちが主体的な学びを展開できるような学習活動が目に浮かんでまいります。そういったところで、これからも教育委員会として学校現場を支えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

森委員

御報告ありがとうございます。3ページ目にある「学校における新型コロナウイルス感染症対策の変更について」ということで、教育委員会から出した通知の内容を見ますと、細かく決め過ぎるというよりは、学校現場で柔軟に考える余白がある方針なのではないかと思っています。これを受けて、現場から質問ですとか疑問ですとか、そういったことは寄せられているのでしょうか。

長田健康教 育·食育課長 ありがとうございます。特段、質問は頂いておりませんので、政府の方針等も きちんとマスコミ等を通じて広報されている段階で、学校のほうもいろいろ理解 していただいている状況かと思っております。

森委員

分かりました。4月になると新しいメンバーで新しい学校づくりをしていくと 思うのですが、それに伴って今年のスケジュール上、入学式などいろいろと迎え る前に、検討する時間、日程というのはしっかりと取れているのですか。

長田健康教 育·食育課長 ありがとうございます。やはりその点が私どもも気になる点でございましたので、3月17日に国の通知がありまして、早急に案を練って3月20日の時点で出しております。春休みを通じて検討する時間は持てる状況かと思っております。

森委員

分かりました。ありがとうございます。保護者としても関係者としても、どうしても早めにいろいろな行事ですとか状況を知りたいということはあるのですが、やはり新しい教職員の皆さんと新しい児童を迎えて、行事の持ち方だったり、今年の状況に合わせて変えていくかを検討する時間がある程度必要だろうと思いますので、しっかりと納得感があって議論ができるようだと良いなと思いました。ありがとうございます。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。それでは、次に、「令和4年度ゲーム障害・ネット依存 に関するプロジェクトチームの実施報告について」所管から御報告いたします。

青石人権健康 教育担当部長

人権健康教育部担当部長の青石です。「令和4年度ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチームの実施報告について」報告させていただきます。横浜市学校保健審議会のゲーム障害に関する部会からの提言を踏まえて、本年度、横浜市教育委員会事務局内に、ゲーム障害・ネット依存に関するプロジェクトチームを立ち上げました。1年間の活動を通して6回の会議を行ったのですが、検討結果についての御報告と、併せて令和4年度及び5年度の取組について御報告させていただければと思います。報告は担当の課長からいたします。

長田健康教 育·食育課長

引き続きまして、健康教育・食育課長の長田でございます。よろしくお願いいたします。令和3年11月に、横浜市学校保健審議会ゲーム障害に関する部会から提言が出されております。そちらの報告書につきましては、令和3年11月に教育委員会でも報告させていただいているところでございます。これを受けまして、

方向性として三つ、「①ゲーム障害・ネット依存の正しい理解の普及啓発」、「②家庭と連携した発達の段階に応じたゲーム障害・ネット依存の予防のための取組の推進」、「③ゲーム障害・ネット依存の問題解決に向けた相談機能の強化」を柱に、具体的な対応の検討を進めるため、プロジェクトチームを設置しております。

- 「1 プロジェクトチームの構成」でございます。全て課長級ということで対応しておりますが、健康教育・食育課、小中学校企画課、教育課程推進室、高校教育課、特別支援教育課、人権教育・児童生徒課が教育委員会の内部の組織でございまして、併せてオブザーバーとしまして、健康福祉局健康保健福祉課、こども青少年局こども家庭課にも参加していただいて議論をしております。
- 「2 プロジェクトチーム会議の主な検討事項」でございます。全6回開催しております。主立ったところでは、2回目で具体的な対応、スケジュール案を練り始めまして、特に3回目で全体像と事務局の役割、5回目では実際の連携と学校の環境、小学校の教材についての具体案を検討しております。
- 「3 意見交換を踏まえた施策の方向性と課題」でございます。「(1)横浜市依存症対策地域支援計画における教育の役割の整理」でございます。ゲーム障害・ネット依存に関することを、学校・教育委員会としてどう対応すべきか役割を整理しまして、取り組むべき施策を検討させていただきました。学校の役割としましては、整理したところでは二つございます。「①授業等を通じて、児童生徒、保護者への正しい理解の啓発」。「②相談を通じて、専門家へつなぐ」ということでございます。また、教育委員会事務局の役割としましては3点ございます。「①相談窓口となる教職員(SC、専任教諭、養護教諭、SSWなど)等への研修」。「②教材・授業づくりのための指導資料の作成」。「③学校全体への広報・体制づくり」と整理させていただいています。
- 「(2) 『ゲーム障害、ネット依存の正しい理解の普及啓発』に関する検討」でございます。検討内容としましては、これまで家庭の問題として捉えていました児童生徒のゲーム・ネットの問題が、学校生活にも影響を及ぼしていたり、ゲームやネットの過度な集中が表れている状況がございまして、学校としての認知度を高めていく必要があるとしております。そして、学校で児童生徒に関わる教職員の理解を図る施策を検討させていただきました。具体的な対応策・検討内容は、矢印のところに掲載させていただきました。各学校の管理職、相談窓口となる教職員への研修を計画的に実施したいと考えております。また、その次の「・」ですが、保護者対象の研修も大切であり、横浜市PTA連絡協議会との連携も今後検討していきたいと考えております。
- 「(3)『家庭と連携した発達の段階に応じたゲーム障害・ネット依存の予防のための取組の推進』に関する検討」の状況です。児童生徒への啓発や予防目的の授業の実施とともに、保護者との連携が大切なため、児童生徒を通じた保護者への啓発も想定して取組を検討させていただきました。また、学校でも一人一台端末の使用が進められている中で、ゲームやネットとの付き合い方について児童生徒自身が考えられるように指導、啓発していく必要があるとしました。そして、ゲームを通じて自己表現をしている児童生徒もいます。ゲームを悪いものと捉えるのではなくて、付き合い方を考えていくことを促すよう検討しました。具体策としては、矢印のところでございますが、実態調査の報告書では、小学4、5年生のゲーム依存傾向が高く、ゲーム依存の低年齢化が考察されたことを踏まえ、早期発見・予防のために小学校3年生を主な対象として対策をしてまいります。また、次の段落に移りますが、家庭での話し合いや児童生徒の理解を促進させていくため、啓発チラシや教材用リーフレットを作成しまして、小・中学校等

から児童生徒・保護者に配布したいと考えています。また、一般的な予防のための取組として対応すべきものと、ゲーム依存傾向・ネット依存傾向にある児童生徒を対象とする取組を分けて検討すべきとしております。そのため、相談機関を学校保護者に知らせることが大切であるとし、オブザーバーの健康福祉局精神保健福祉課の協力によりまして、児童生徒が受診できる医療機関の調査も行っております。また、こども青少年局所管の関係機関を訪問させていただきまして、ゲーム障害・ネット依存に対応できる専門相談機関としての調査も行っております。ただし、一律に学校に周知することが難しいという状況も確認できました。

「(4) 『ゲーム障害・ネット依存の問題解決に向けた相談機能の強化』に関 する検討」でございます。発達段階に応じて、児童生徒が自身の状態に気づくこ とができるよう、教職員を支援していくことが大切であるとしました。その上 で、関係機関と連携できる体制づくりを進めたいと考えています。また、関係機 関としましては、医療機関だけでなく、児童生徒や保護者の立場から支援する民 間機関もあると望ましいとして、連携団体の調査を行っております。そして、ゲ ームやネットに関わる問題行動の背景、こちらは児童生徒自身の発達的な特性、 家庭環境等もございますが、これらの多様な課題を含めて支援が重要です。学校 の相談機能強化を図り、それらの課題を的確にアセスメントした上で、課題に応 じた関係機関と連携して支援することが必要だとしております。そのため、対応 としましては、区役所におけるこども家庭相談などとの連携も必要であり、また 引き続き関係部署と調整していきたいと考えています。さらに、ゲームやネット の問題行動を含めて、発達や養育上の問題があるときには、教育委員会事務局の 教育相談、横浜教育支援センターでの支援を行うことができることも確認してお ります。一方で、ゲームやネットの困り事の解決に向ける専門性を持っていて、 青少年を対象とする相談先になり得る民間機関等との関係構築までは到達できま せんでした。引き続きこちらは連携を模索していきたいと考えております。ま た、スクールカウンセラー統括を4方面別の教育事務所に配置しまして、各スク ールカウンセラーの専門性向上のための研修もできると良いとさせていただきま

裏面を御覧ください。令和4年度の取組と令和5年度の予定の取組を掲載させていただきました。こういったプロジェクトを検討している中で、実際に令和4年度に取り組んだこととしましては、4点ほどございます。教職員等への研修や講演会の実施、普及啓発を行っています。また、保護者向け啓発チラシも配布させていただきました。そして、小学校向け教材用リーフレットの作成に着手しております。また、学校の相談機能の強化の検討もさせていただいております。

右のところ、令和5年度の取組の予定でございますが、今回、令和4年度にまとめた方向性と課題を踏まえまして、関係部署等と連携して取組を推進したいと考えています。先ほど令和4年度の取組を4点御説明しましたが、これらを継続するとともに、新規の取組としまして、小学校向け教材用リーフレットの配布をしたいと思っております。これは、今年度作成したものを展開していきたいということです。また、このリーフレットを使って協力校でのモデル事業ということで、小学校2校の協力を仰ぎ、教職員、児童、保護者への普及啓発に向けて展開していきたいと考えています。また、その他ということで、モデル事業をはじめとした令和5年度の取組を検証しまして、令和6年度の取組の実施に向けた検討を進めたいと思っております。そして、各学校の学校保健委員会やPTAと連携した取組の実施も模索していきたいと考えております。

なお、リーフレットの現在の案ですけれども、そちらの下のほうに資料として 掲載させていただいております。説明は以上でございます。よろしくお願いいた します。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

木村委員

説明ありがとうございます。大変重要な事項だと思っております。でも、学校教育で全て賄うのは絶対に無理なので、家庭教育とか社会とどうつなげるか。その中で学校の役割をどう具体的にするかがものすごく大事だと思っています。その中で質問と意見をお話ししたいのですが、授業等を通じて児童生徒、これはいけると思うのですが、保護者への正しい理解を啓発、保護者にはどのようにこれを啓発していくのか。もう一つ、正しい理解ということは、エビデンスに基づいて何かあれば教えてください。

長田健康教 育·食育課長

ありがとうございます。保護者も含めた啓発の例としまして、例えば今回作成したリーフレットは、学級活動を使って担任の先生が児童に、自分自身のゲームやインターネットとの関わりを振り返ること、そしてその振り返りをもって家庭とルールを決めていくことを促す内容になっております。こういったものを使いながら、児童生徒だけではなく、保護者を含めた展開を考えているところでございます。また、ゲーム・ネットに対する正しい理解でございますが、この疾病に関してはまだまだ新しい病気という捉え方でございます。なかなか確立した治療法等もできていないと聞いておりますので、現時点では正しい理解の定義がされていませんが、引き続きこちらのほうも探していきたいと思っております。

木村委員

ありがとうございます。多分、ネットもゲームもなくならないですよね。これをいわゆるウェルビーイング的にどう活用して自分のより良い人生につなげていくか。ですから、ここを考えたときに、ここにも書いてありますが、対処療法的なものではなくて、事前的・未然的にどう防いだり良い方向に持っていくか。ここがやはり重要になってくるのではないかと思っています。あと、ネット関係でいえば、SNSなんかの情報発信がありますけれども、数年前にとある国立大学の総長が入学式で、「最近はSNS等の様々な情報があるけれども、中には偽りの共感で勘違いしているケースがある」と話していました。ですから、一番大事なのは言葉なんだと。言葉に裏づけされた真の共感を生む。まさしく学校現場の中で、言葉だけではないですが、いろいろなコミュニケーションの中で次にどうつなげていくかということが大事かなと思います。

あともう一つ、こういったものはどうしてもディフェンスに回って防御一辺倒になりますけれども、攻めの防御で積極的に行くことが大事なので、どんどん新しい方向性を出していただければと思います。

あと最後に一つ、物の見方。何かあったときに、どうしてもピンポイントで見てしまうケースがありますよね。宮本武蔵が「五輪書」で「観見の目付」と言っています。つまり、木を見て森を見ないのではなくて、全体を見渡し、なおかつ、心まで見ようというのが観の目付です。見の目付というのは、一点凝視。これだと周りが見えなくなりますから、私たち、先生も含めて、そういった物の見方も今後は大事かなと思います。意見です。

中上委員

この問題は本当に悩ましいですよね。子供たちは検索したり、反応が本当に早いですよね。もちろんゲームとかネットによって情報を取ることを覚えるという教育的なメリットも当然あります。ただ一方で、ここにうたわれているように、光と影の部分で、特に視力に影響があるとか難聴になるのではないかとか、更に

は昼夜が逆転してしまうとか、報告書にもありますけれども、ネット依存の抑うつ症状の児童生徒の率が高いとか、特にネット依存は男子・女子共に中学2年生の割合が非常に高いというデータもあります。病気になってからでは取り返しがつかないし、中学生で高校受験だということになると、夜、自分の部屋でネットやゲームに熱中してしまい、授業に集中できず睡眠障害とか、いろいろな障害が出てきますよね。だから、その怖さを保護者も理解するとか、保護者と連携して教育していかないとなかなか難しいと思います。大人自体がネット依存になったり、ゲームに夢中になって子供どころではないというのもありますし。

ここで、リーフレットを小学生向けにということで、確かにルールを決めるには小学生あたりから、御両親の御指導があると思いますが、そういうコミュニケーションも取れない複雑な家庭もあるわけで、そこがまたなかなか難しいのですが、さっき言ったように中学生に多いとすれば、中学生向けのリーフレットはどうなっているのか。むしろその辺が深刻で、インターネットの自殺のサイトでいろいろな事件が起きたり、深刻な話もそこにはあります。お聞きしたいのは、小学生向けは分かるのですが、中学生向けにはどのようなものがあるのか。それと、一般的なルールの話と、本当に深刻な病気になったり、こんな影響がありますといった、レベルがそれぞれあると思うので、その辺の考え方があったら教えてください。

長田健康教 育·食育課長 ありがとうございます。委員がおっしゃったとおりですが、中学生に関しては、小学生よりも深刻な問題を抱えている生徒がいると思います。今回、小学校3年生向けに、予防的にこういった取組をまず広くしていくということを一つ取り上げております。そして、中上委員のおっしゃった深刻な悩みに関しては、やはり別に検討していくべきと捉えております。そのために医療機関への調査を行ったり、民間団体との連携の模索もしておりますので、そちらのほうを引き続きやっていきたいと考えております。

中上委員

ありがとうございます。今回のプロジェクトで、オブザーバーに健康福祉局の精神保健福祉課やこども青少年局に一緒に入ってもらって、いろいろ問題点や課題を洗い出したのは良かったと思います。ただ、それをすればするほど、この難しさ、病気になったときの医療との連携の難しさ、ここに報告書があるように、NPOも含めて受け皿の整備がまだまだ、やはりこの問題の解決までは深いなと思います。だからこそ、逆にうまくいっている令和5年度のモデル事業をたくさん発信していただいて、少しでも保護者の方の支援・連携にもつながればと思います。意見です。以上です。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

四王天委員

2点ほどありまして、まず、依存症の医療的又は数値的な定義は明確にあるのでしょうか。

長田健康教 育·食育課長 ありがとうございます。こちらの依存症、特にゲーム障害に関しましては、ICD-11から世界保健機関のほうで定義がされております。幾つかの項目がございまして、そちらに当てはまる方が依存傾向にあるというふうになっております。ただ一方で、ネット依存に関しては、まだ確立したものがないと聞いております。

四王天委員

二つ目の質問です。実態調査を本人たち約4,000人に行っているわけですが、実態を把握するのに、学校現場では難しく、家庭においての様子であろうと思います。今回のアンケートは生徒だけに行っているかと思いますが、これを保護者に対しても取らないと、実態が本当は分からないのではないかというような気がします。保護者に対するアンケートを実施するようなお考えはございませんか。

長田健康教 育·食育課長

ありがとうございます。調査については令和2年10月に実施して、おっしゃるとおり児童生徒を対象とさせていただきました。現時点では保護者を含めたアンケートは考えておりませんが、このプロジェクトチームの結果を受けて事業展開する中で、必要があればそちらも今後検討していきたいと考えています。

四王天委員

12.6%、10.0%という数値が多いのか少ないのかちょっと判断がつきかねるのと、自己申告でそれが正確なのかどうかちょっと疑問がありますので、もしできれば第三者の目というか保護者の目で判断されたものもあったほうが良いのではないかと思い、意見させていただきました。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

森委員

非常に悩んでいる保護者の方、児童とその関係者が、多いトピックだと思っています。こうやって検討会をしてくださって整理した結果、その課題の大きさに対して、青少年期を取り巻くいろいろな支援体制がいかに少ないかということも浮き彫りになったと改めて確認できました。最後の4番目のところで少し質問をさせていただき、あと、コメントもしたいのですが、この二つ目の矢印のところです。「発達や養育上の問題がある場合には、教育委員会事務局の教育相談や横浜教育支援センターでの支援を行うことができる」と書いてある次のところですが、「一方で、ゲームやネットの困り事の解決につなげる専門性を有し」の、そういった機関というのは例えばどんなものを指しているか、どんな困り事を指しているか、もう少し説明いただけますか。

長田健康教 育·食育課長

ありがとうございます。このゲームやネットに関する「専門性を有し」ですが、それを第一に掲げまして、きちんとそこに対応していくという、まず専門知識的なものを持っていることが重要だと思っています。いろいろな相談機関で、例えば不登校やひきこもりで、家庭の中でゲームやネットに集中してという話はいろいろございますが、一方で、そこを切り取ってゲームだけを治療していくとなったときに対応できるところが、今のところ民間機関ではなかなかないと捉えています。

森委員

いろいろと見ていただいた感じだと、ほかの自治体とかではあるのですか。

長田健康教 育·食育課長

ありがとうございます。自治体ではなかなか難しいですが、医療機関であれば、久里浜医療センターがございます。また、他都市では民間団体で幾つかそういった相談を行っているところもあると聞いています。

森委員

ありがとうございます。先ほどの御説明の中にもありましたけれども、予防の アプローチと深刻になったときのアプローチで、今の話はどちらかというと深刻 になったケースだと思います。そこの充実は、今お話があったような連携の充実 ですかね。あとは、実際の専門性を有した人たちが物理的に増えていくことが必 要だと思いましたが、相談までいかない、もっと手前の人たちのところに大きなボリュームゾーンがあって、そこに対してどういうことができるか、より考えていく必要があると思っています。というのは、私たちもよく聞くのですが、相談に行こうというところまでいかない人のほうが圧倒的に多いと思っています。ただ、小学校の頃に学校で行われるいろいろな説明会で、実際に私も聞いたことがあるのですが、結構分かりやすくて、すごく端的に良い説明をしてくれます。今そのときの記憶をたどったら、なぜそのルールが大事なのかというポイントを押さえてくださっていたのと、どんなことが大事なのかを言ってくれていたなと思って、実際にそれを持ち帰って話し合った記憶もあります。学校ではいろいろな形の説明会が行われますが、そこでこういったポイントを事あるごとに話していただくよう、ぜひ引き続きお願いしたいと思います。

そのときに、A3資料の裏面にある小学校向け教材用リーフレットの星6となっているところ、「保護者の方へ」の「ルールを考えるときには…」と書いてある幾つかのポイントがすごく大事だと思っています。どうしても親・子みたいな、若しくは保護者・子供でルールを決めるというと、どちらかというと保護者が一方的に決めるというパワー関係が出てしまうところを、そうではないルールづくりの仕方みたいなことをしっかりと伝えていただくようにお願いしたいと思います。

あとは、子供たちが原っぱや公園で遊んだりというのが、今はオンラインの中で駆け回ったりしている、そういった関係性の構築の環境だったり文化がこの20~30年で大分変わったことを保護者が実感を持って知る機会がすごく少ないので、そういった時代の違いみたいなところを改めて知るということが必要だと思っています。

これを全部、学校が説明するのはなかなか大変だとも思うので、この資料にも 今後は保護者対象の研修も大事だと書いてありますけれども、ぜひそういったも のを教育委員会として、リアルだけではなく、オンラインと後日配信もありでお 願いしたいと思います。というのは、平日はいろいろな事情で、仕事や様々な状 況で学校に足を運べない保護者も非常に多くいらっしゃいますが、必要としてい る方が多くいるので、その方に届くような形での研修の仕方をお願いしたいと思 います。なので、学校では行い切れない部分、予防の部分は、教育委員会として も積極的に充実をお願いしたいと思います。

大塚委員

御報告ありがとうございます。私が区役所で教育相談員をさせていただいていたときに、やはりネット依存ですとかゲーム依存などの御相談を多く受けました。本当にもう限界というときに初めて御相談にいらっしゃる方がほとんどでした。何とか頑張れるというところでの取組が見えずに、どんどん家族の関係が悪化してしまったり、家庭内のバランスが崩れたりという時期になって、どうにもならなくなってからの御相談なので、いろいろ多様な相談窓口を考えていく必要があるのではないかと思います。こちらのプロジェクトチームを作って、教育委員会が本腰を入れて、この重大な問題に取り組むことは素晴らしいと思います。そしてなおかつ、低年齢化で、小学校3年生にポイントを絞って早期発見、予防の取組を進めるのも非常に重要だと思います。

ただ、啓発や研修などを行うという教育委員会の役目にプラス、いかに相談しやすい多様な窓口を増やしていくかという部分をぜひ検討していただきたいなと思います。ですから、「3 (1) 横浜市依存症対策地域支援計画における教育の役割の整理」の「教育委員会事務局の役割」の部分で①と②となっていますけれども、今後また様々な検討を重ねていただいて、この部分がもう少し効果的にな

っていくと良いなと思います。

最後に一つ、今ずっとコロナ禍の中で、この数年、養護教諭の役割がものすごく大きかったと思っております。その分、養護教諭は子供たちの命を守るチームリーダー的な御活躍をされてきたということで、随分お疲れになっていらっしゃる方々が多い中、また今度はゲーム障害・ネット依存の窓口という役目が当然のように入ってくるのですが、決して当然ではありません。そういう負担感にお応えするような、教育委員会としては様々なフォローですとか、連携はまだ難しいということで、NPOとか民間機関との連携はこれからと書いてありますけれども、第1情報を受け取るのは、例えば養護教諭であったり専任や担任であったりしますが、第2情報以降からどういう動きが取れるのかを示して、負担感の部分では教育委員会もこのように考えていますという発信も併せてぜひお願いしたいと思います。以上です。意見です。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査 結果について」、所管から御報告いたします。

近藤人権健康 教育部長

人権健康教育部の近藤でございます。いじめ重大事態の調査報告書が提出されましたので、それの御報告をさせていただきます。内容については所管課長から説明をさせていただきます。

加納人権教 育・児童生徒 課担当課長

人権教育・児童生徒課担当課長の加納と申します。よろしくお願いいたします。このたび、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査結果が出ましたので、御報告させていただきます。横浜市学校いじめ防止対策委員会から調査報告書が出されたものでございまして、報告件数は小学校における事案1件となっております。

それでは、まず事案の概要について先に御説明をさせていただきます。お手元の資料「いじめ防止対策推進法第28項第1項にかかる重大事態の調査結果について【公表版】」を御覧ください。

〈当日配布資料「いじめ防止対策推進法第28項第1項にかかる重大事態の調査結果について(u小学校)【公表版】」に基づき説明〉

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

中上委員

報告書、どうもありがとうございます。これまでもいろいろ報告をお聞きしている中で、必ず再発防止で触れられるのが、先ほど御報告のあった最後の保護者との信頼関係です。一般論になりますが、児童生徒を育てていくためには学校と家庭との連携と協力が不可欠なのだなと再認識します。特に初動対応といいますか、ボタンの掛け違いと言いますが、最初の対応で結果として不信感を持ったり、その後の対応で児童生徒の不信感・不満感が増長していき、大きな問題になってしまうことが往々にしてあるわけです。最初に不信感が出たとしても、その後、ここにありますように、より丁寧に児童生徒・保護者に寄り添って対応することが一番大事だと再認識しました。意見です。

鯉渕教育長

ほかにいかがですか。

木村委員

児童からアンケート等々を取っているはずですが、そのアンケートの中のSOSをどのように教員が酌み取っていたのか、お聞きします。

加納人権教 育・児童生徒 課担当課長

この学校では、年に1度、生活アンケートという形で全ての児童からアンケートを取っております。そのお子さんにつきましては、不登校になる直前のアンケートではそういった不安感が表出されておりまして、そこのフォローが迅速にできなかったというところがございます。

木村委員

そのアンケートを、担任の先生だけが把握しているのではなく、特に学年だけではなく6年間のスパンで、クラス替え等々いろいろな先生が関わるわけですから、学校全体で共有し、しっかりみんなの目で見守ることが重要だと思うので、そういったことを心がけていただきたいと思っています。

あと、先ほどどこかに「チーム学年経営」とありましたが、「チーム学校」などよく使う言葉であるこの「チーム」はどのように想定されていますか。

宮生人権教 育・児童生徒 課長

人権教育・児童生徒課長の宮生です。通常、学校でのチームは、担任をはじめ 学年主任であったり、専任、関わる教科担任等、そして、必要に応じてスクール カウンセラーであったり専門家を交えて、チームとしてその子の実態に応じて支 援策を考えていくと、そのように捉えております。

木村委員

僕の質問が悪かったかもしれませんが、チームというのはどう配置するかではなくて、どう機能するかがチームだと思います。そういった人たちが入った中でどう機能するか、機能性をしっかり考えたほうが良いかなと思っています。大体、人がいればチームのような感じがしますけれども、それはただの集団であって、本当にチームとしての機能を有せるかが今後、大事になるのではないかと思っています。

あともう一つ、教員採用なんかもそうですけれども、元気で明るい先生。僕は雰囲気で元気で明るいのですが、それだけではなくて、そういった文章とかアンケートの中身を読み取ることも、教師として本当に大事だと思います。アンケートは単なる文章ではなくて、そこから何を読み取るか。そして、それをチームとしてどのように機能的につなげていくかが重要だと思いますので、ぜひ今後ともよろしくお願いします。

四王天委員

いじめの事案に遭ってしまった当事者の方たちは、本当に残念だろうなと思います。この経緯を時系列的に見ていくと、1年のときに小さなトラブルがあった。2年のときはクラス替えをしてそういったトラブルはなくなった。3年目はまたクラス替えをして同じクラスに戻してみたけれども、そこでは何もトラブルは起きなかった。けれども、4年次、また同じクラスのときに、この大きなトラブルが起きてしまったという流れかなと思います。これを見ていくと、年度が替わると全ての人間関係、対人関係はリセットされてしまうんだと、もう一度意識したほうが良いかもしれません。去年うまくいっていたから今年もうまくいくとは限らないという考え方を持って、これからちょうど新年度になりますが、新年度を迎えるべきであろうと思います。今まであったこと、特に対人関係に関しては、プライオリティーの高い情報として引き継いで、関わる全ての教員で共有していくことが大事だと思うし、そのクラスの担任だけが見るのではなく、周りのみんなで見ていかなければいかない、気を遣っていかなければいけないと思いま

す。ちょうどこの時期、もう新年度を迎える時期なので、そこのところをまた学校の教員間で共有して、気を引き締めていただきたいと思います。

大塚委員

意見ですが、まず、1年生のときから始まったいじめというか、積み重なって 6年間という長い時間だったと思います。その6年間で何とかもっとできること はなかったのかと考えていったときに、それぞれの担任の力、専任、養護教諭、 学校組織というものがどう機能されたかということは、やはりしっかり検証して いかなくてはいけないという部分があります。こちらにも書かれていますけれど も、子供たちを目の前で指導している担任は皆、良かれと思って全力で指導して いると思っています。ただ、良かれという思いですとか、こんなにやっているの にという自分の努力がうまく回っていかない、そういうジレンマもこの中で感じ られます。そういったとき、教員同士がどういう関係性を作っているか、その関 係性から生み出される学校文化はどういう文化か。誰もが安心して豊かに生活で きる学校づくりという共通の目標を持ち、子供一人ひとりを徹底的に大事にしよ うという思いは、横浜市の教職員はみんな理解されていると思います。ですが、 目の前の子供たちの指導について、自分が至らないとか、どうして自分の指導は 通らないんだろうとか、そういう葛藤が、先ほど言った教職員の関係性の中でど う前向きに変わっていき、子供に返していけるか。そういう部分で今回、各学 校、教育委員会が学ばせていただかなくてはいけないことは非常に多いと思いま す。

特に児童の様々な個性、特性、そういった理解が非常に重要です。きちんとさせたいがゆえに指導してきた部分で恐らくお子さんを傷つけてしまったことも多分にあったと思います。子供がなぜそういう行為に至ったかということの背景をきちんと担任が聞いていくのは当たり前のことですが、それを子供たちの前で行うことによって、子供たち同士も、お友達が今したことにはどういう理由があったのかと考えていく。担任の言動一つで、隠れたカリキュラムとよく言われますけれども、そういう子供同士の学びを通して仲間作りをきちんとしていくことになれば、被害に遭われたお子さんたちや、意図せず加害者になってしまったお子さんたちが、その仲間作りの関係性の中でお互いを構築し合えることというのはすごくあると思います。ですから、再度担任としては、子供たちの様々な行為の背景というものを、見える部分ではなく見えない部分でどう感じ取るか。学校としてそういう力を高めて学校の文化を作っていくことをこれからもやっていかなくてはいけないし、先ほどからたくさんお話が出ているように、チーム、組織として、一人で抱えず、同じ共通目標を持ってみんなで子供たちを育てていく、そういうところを大事にしていただきたいと思います。以上です。

森委員

児童生徒と保護者の方は、非常に長い間深く傷ついていたことと思います。私からは二つポイントがありまして、一つは7ページの一番上にありますけれども、特性理解と環境整備、もう一つはいじめが起きたときの対応、この二つかなと思っています。一つ目の特性理解と環境整備については、一番上の行にありますけれども、授業中は着座して静かにしていなければいけないといった、教職員の想定する型にはめ込むということが行われていて、特性理解が不十分だったと。そういったことは本当にあってはならないですし、そこの理解の不足と環境整備の不足が招いた部分も大きいと捉えています。

もう一つのいじめが起きたときの対応ですが、今回の事案におきましては、注意する意図があっても、その注意の仕方ですとか、けがするおそれがあったことから、法上のいじめに当たるという判断がなされたと思います。あと、5ページ

目の上に「2人の児童が言い争いをしており、双方に同程度の非があったからといって、これが『いじめ』にならないと解釈してはならない」と書いてありますが、この二つの点からも、教職員が一人で、これはささいなことだと判断してしまったり、いじめではないだろうと解釈してしまう、そこのおそれが非常に大きいので、いかにそうしないかということ。そして、お互い謝らせて終わりにするような対応をしないということ。

さらには、それぞれの思いを丁寧に聞くということ。この三つの徹底を改めて お願いしたいと思います。

鯉渕教育長

御意見ということでよろしいでしょうか。ほかにいかがですか。

木村委員

先ほど情報共有と言ったのですが、これからは一歩進んで情報戦略がものすごく大事かなと思います。今もいろいろ出ましたけれども、単純なインフォメーションではなくて、それを比較、検討、分析してインテリジェンスにしていくことが、今後、学校を運営していく上でも大事です。でないと、バイアスがかかってしまうと全然違うものになってきますから、情報の取扱いは、共有だけではなくて戦略的にやっていただければと思います。以上です。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。

それでは次に、「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(原案)について」、所管課から御報告いたします。

佐藤インクル ーシブ教育エ グゼクティブ マネージャー

インクルーシブ教育エグゼクティブマネージャーの佐藤でございます。「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(原案)について」御説明いたします。令和4年10月に御報告いたしました「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(修正素案)」以下、修正素案といいますが、これについて10月下旬から1か月間、市民意見募集を実施いたしました。それらの意見も踏まえ、今回原案の形で取りまとめをいたしましたので、御報告いたします。詳細は所管課長から御説明いたします。

高木特別支援 教育課長

特別支援教育課長の高木でございます。よろしくお願いいたします。お手元の資料を御覧ください。「1 市民意見募集実施概要」にございますとおり、実施期間につきましては令和4年10月26日から1か月間程度、周知先と意見提出方法につきましては、横浜市のホームページや各区の区政推進課等で周知を行いまして、横浜市電子申請・届出システム、電子メール等で御意見を頂いております。

「2 実施結果」についてです。「(1)意見提出状況」についてですが、36人の方から94件の御意見を頂きました。意見の提出方法及び居住地の内訳につきましては、表のとおりでございます。次に「(2)意見内容の内訳」についてですが、一番多い御意見としましては、特別支援学校の新設についてが19件、続いて医療的ケアへの取組の充実が18件、設置基準への対応が17件、特別支援学校の整備等全般への御意見が12件となっております。このほか、施策の方向その他、障害別各校への対応、インクルーシブ教育に係る御意見も頂いております。

裏面を御覧ください。次に「3 整備等に関する考え方(原案)の主な施策の方向」について、市民意見募集で頂きました御意見も踏まえ、「(1)特別支援学校の整備等」の一つ目の丸のとおり、県指針で示されました新設・増改築する県立特別支援学校3校のうち、本市東部地域への新設につきましては、候補地を神奈川区菅田町にある旧菅田小学校跡地とすることを確認いたしました。今後は

開校に向けて県教育委員会に協力し、早期実現を目指してまいります。また、二つ目の丸ですが、本市外の新設、増改築の2校につきましても、整備状況等に合わせて、神奈川県教育委員会等と協議を進め、既存の特別支援学校の通学区域の変更を検討、実施いたします。

次に「(2)医療的ケア児への取組の充実」の1つ目の丸ですが、令和3年9月に施行されました「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、引き続き、人工呼吸器を使用する児童生徒の校内での保護者の付添い解消や、スクールバスの運行中に医療的ケアが実施できないためにバスに乗車できていない児童生徒への通学支援等に、より一層力を入れて取り組んでまいります。また、二つ目の丸ですが、福祉車両への乗車も業務とする新たな学校看護師枠の創設や体制拡充、また、指導的看護師の育成、研修の充実など人材育成に取り組むとともに、医療機関や各種専門職、保護者等との連携を強化させてまいります。

次に「(3)その他(設置基準への対応等)」の一つ目の丸ですが、小学校と 併設する小規模な肢体不自由特別支援学校については、双方への教育的効果を勘 案しつつ、学校施設の計画的な保全を行いながら、長期的には設置基準を踏まえ た建替え等も視野に入れ、各校個別の状況に応じた教育環境の具体的な改善策の 検討を行ってまいります。

なお、今回の市民意見募集で御意見を頂きました、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上や教育課程、また、学びの場の充実など、特別支援教育を推進するための指針等について別途検討してまいります。このことにつきましては、後ほど御報告させていただきます。参考といたしまして、主な意見及び修正素案からの主な変更点について表にまとめましたので、後ほど御覧ください。

最後に今後のスケジュールでございますが、本日、本件を御報告いたしまして、確定した後、引き続き各施策について着実に推進してまいります。ただいま御説明いたしましたことにつきましては、「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方(原案)」を添付いたしましたので、後ほど御覧ください。御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。意見を募集したと思うのですが、どのように周知したというか、例えば特別支援学校や団体などにメールを送ったり資料を置いたのかなと想像するのですが、もう少し具体的にこのように周知したというのがあれば教えてください。

高木特別支援 教育課長

メールはもちろん送らせていただいますが、その前に、団体の集まりに行って この内容を具体的に説明した上で、こういうことをするので御意見を頂ければと いう事前の説明をしております。校長会も同様でございます。

森委員

実際にただ送るだけではなく、そういった御意見を聞く会の場を設けたことは 非常に評価できますが、それにしてもまだ意見提出数が少ないなという印象で す。もっとこの件について、話を伝えたいというか意見のある方がいっぱいいた のではないかと思いますので、今後も拾い続けていただけるようお願いいたしま す。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

大塚委員

今の森委員に併せてですけれども、私もこの御意見の数は残念だなと思います。卒業生とかその保護者の方々への周知等も「等」に入っているのでしょうか。そこも教えていただければと思います。

高木特別支援 教育課長

ありがとうございます。今回、修正素案から市民意見募集に至るときに、1回ですが、昨年度も同様に、こういうものを作るということで周知というか御説明させていただいています。特に卒業生ピンポイントではありませんが、お子さんが大きくなられた保護者が組織する団体などには事前に御説明して御意見を頂けるよう取り組んでまいりましたが、確かに御指摘のとおり、意見が36人94件というのは少し少なかったかなと話をしております。

大塚委員

私からは1点、通級指導教室等の訪問もさせていただきました。その中で、こちらの1ページに令和3年は平成18年度の約2.4倍と書かれておりますが、通級を必要とする子供たちの数は本当に増加しております。ただ、現場のハード面の部分では非常に手狭で、本来でしたらクールダウンする部屋が必要な子供たちがなかなか厳しい状況であるとか、子供たちが学びを展開している間、どのような学びをしているか、映像を通して保護者の方々が参観なさっているのですが、教室自体が足りないので保護者の方々の居場所がなかったり、そういった部分は予算のこともありますし大変ですけれども、この増加に対して何とか応急的にでも対策を練っていかなければ、子供たちの学習保障はなかなか厳しいのではないかと思います。そこの部分もよろしくお願いしたいと思います。以上です。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

木村委員

今のお二人の委員の意見とも似ているのですが、出てきた意見の中には、実際に働いている職員や元働いていた職員等々の意見は入っているのか、あるいは全然入っていないのか、どちらでしょうか。

高木特別支援 教育課長

ありがとうございます。その意見が元職員であったかどうかというのは記載がないので明らかではないですが、ないことはないのではないかという感じがいたします。

木村委員

詳細は分からないということですね。基本的に市民の意見もそうですが、実際に働いている人たちの意見というのもものすごく重要だと思います。分かりました。

鯉渕教育長

ほかに。

中上委員

今、御説明していただいた今後の進め方とか市民等の御意見、去年の夏頃から教育委員会事務局内での会議でもこの場でも、いろいろ議論なり意見があったところだと思います。改めての話になりますが、私としては先ほどの御説明で、意見募集で御意見を頂いて、教職員の特別支援に関わる専門性の向上だとか、教育課程、学びの場の充実だとか、今後この指針で更に深めていくとお聞きしていますが、この辺が本当に大事だなとつくづく思います。誰もが共生する社会の実現というのは共通の願いですが、ただ、そこにいくには、学校現場の先生たちが御苦労されているように、今、通常の学級の中にも、LDやADHD、広義の自閉

症など、数が非常に増えていますよね。一般の先生も更に高い専門性の勉強が必要でしょうし、また、先生方の力だけでこれは完成できませんので、保護者や地域、民間のサポーターの方等の御協力にも非常に期待するところです。特に自治体、横浜も頑張っていますが、国のほうでも手厚いサポートといいますか、予算も含めて継続的に強化していかなければいけないのではないかと思います。以上です。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。

森委員

先ほど言い忘れてしまったのですが、裏面にある医療的ケア児への取組の充実をぜひお願いしたいと思っています。三つ目の「設置基準への対応等」に「小学校と併設する小規模の肢体不自由特別支援学校については、双方への教育的効果を勘案しつつ」と書いてありますが、これがあることを前提に更に高まっていくような整備、保全、建替えと書いてありますけれども、今の継続という雰囲気なのか、どういうニュアンスなのかがちょっと読み取れなかったので、もう少し補足をお願いします。

高木特別支援 教育課長

ありがとうございます。今おっしゃったとおり、小規模な肢体不自由特別支援 学校はずっと小学校と併設した教育をしてまいりまして、その効果は本当にすば らしいものがあったと思っています。ただ、設置基準が出てきたときに、同じよ うなことができるのかどうかというのは、まだこの中では全て検討し切れていま せんで、今後も引き続き検討していきたいと思っています。

森委員

分かりました。こういった教育的効果があるということを基に、どうやったら それをやり続けられるかということを検討していきたいということですね。分か りました。ありがとうございます。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見がなければ、次に「横浜市特別支援教育推進指針(仮称)の検討の開始について」、所管局から御報告いたします。

佐藤インクル ーシブ教育エ グゼクティブ マネージャー では、引き続き御報告申し上げます。先ほど御報告いたしました「整備等に関する考え方(原案)」の中で別途検討するということにしておりました「横浜市特別支援教育推進指針(仮称)の検討の開始について」、所管課長から御報告いたします。

高木特別支援 教育課長

引き続きまして、特別支援教育課の高木でございます。よろしくお願いいたします。お手元の資料を御覧ください。「1 趣旨」ですが、発達障害や医療的ケアを日常的に必要とするなど、特別な支援や配慮を要する児童生徒は増加傾向にあり、その状態も重度化、多様化しています。令和3年には、国の医療的ケア児支援法や特別支援学校の設置基準の公布、令和4年には国連から日本のインクルーシブ教育への勧告も行われ、また、神奈川県においても、「かながわ特別支援教育推進指針」が策定されました。本市においても、先ほど御説明しました特別支援学校の整備や配置など、主にハード面に特化いたしました「横浜市における特別支援学校の整備等に関する考え方」を策定してまいります。そうした中で、特別な支援を要する児童生徒の増加や教育現場におけるICTの普及等を背景に、特別支援教育に関する内容の充実や、全ての教職員の特別支援教育に係る専

門性の向上など、ソフト面に係る課題も浮き彫りになってまいりました。そこで、特別支援教育を取り巻く状況の大きな変化に対応していく観点から、本市の特別支援教育の目指す姿を学校現場の全ての教職員と共有し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた豊かな学びを提供できるよう、具体的な取組に向けた検討を開始したいと考えております。

下の図は、横浜教育ビジョンや教育振興基本計画、また、今回の指針や整備等に関する考え方の位置づけを表にしたものでございます。また、参考には、平成28年以降、国、神奈川県、本市の主な動きを掲載いたしましたので、後ほど御覧ください。

裏面を御覧ください。次に「特別支援教育の現状と課題」についてです。 「(1)小・中・義務教育学校」の「アー般学級・通級指導教室における状 況」についてですが、一般学級に在籍し、難聴、言語障害、情緒障害等の通級指 導を受ける児童生徒数は、平成25年度から令和4年度の10年間で約1.8倍に増加し ています。また、令和4年12月、国により公表された「通常の学級に在籍する特 別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する調査結果」において、小・中学 校の一般学級に在籍する児童生徒の8.8%に、知的発達に遅れはないものの学習面 や行動面で著しい困難を示すとの結果が示されています。更には、様々な障害や 疾患、医療的ケアがあり、日常的見守りや介助など、特別な支援や配慮を必要と する児童生徒が在籍しています。次に「イ 個別支援学級の状況」についてです が、平成29年度に小・中・義務教育学校において個別支援学級の全校配置が完了 いたしました。また、在籍する児童生徒は、平成25年度から令和4年度の10年間 で約1.9倍に増加しております。次に「ウ 課題」ですが、校内で特別支援教育推 進の中心的な役割を担う教員である特別支援教育コーディネーターを柱とした校 内支援体制の確立、特別支援教育支援員の配置、また、在籍する学級を離れて学 習するためのスペースである特別支援教室の活用など、各校で取組を進めていま す。一方、特別な支援等を要する児童生徒は増加する傾向にあることから、やは り全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上や、一人ひとりに応じた学 びの場の充実が必要です。

次ページを御覧ください。次に「(2)特別支援学校」の「ア 特別支援学校 における状況」についてですが、市立特別支援学校に在籍する児童生徒数は、平 成18年度から令和4年度までに168人増加しています。また、障害種別の増加内訳 としては、肢体不自由特別支援学校の児童生徒が63人増加し、令和4年度は479人 に、知的障害特別支援学校の児童生徒数は172人増加し、814人となっています。 一方、聴覚障害特別支援学校、病弱特別支援学校は横ばい、視覚障害特別支援学 校は減少傾向にあるなど、障害種によって差が生じております。次に「イ 題」についてですが、障害の重度化・重複化・多様化という状況も踏まえ、一人 ひとりの教育的ニーズをより一層丁寧に把握し、それぞれに応じた適切な指導・ 支援を充実させていくことが必要です。また、人工呼吸器を使用しているなど、 高度な医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、これまでも保護者付添いの解消 や通学支援等の取組を進めております。これらを引き続き推進するとともに、適 切な医療的ケアをより一層安定的に実施し、安心安全な学校での学びを提供して いく必要があります。小・中学校等の教員や障害のある児童生徒等に必要な助言 や指導・支援、情報提供等を行う「センター的機能」が発揮できるよう、特別支 援学校の専門性を更に強化していく必要もあると考えております。

次に「3 『横浜市特別支援教育推進指針(仮称)』の検討の視点」についてです。特別支援教育の推進に向け、次の視点で検討していきたいと思っております。一つ目は「教育内容の充実」です。多様な教育的ニーズに応じた教育過程改

善や授業づくり、ICT等を効果的に活用することで、子供一人ひとりの可能性を最大限に引き出す、「個別最適な学び」を提供していくことが必要です。二つ目は「学びの場の整備・充実」です。連続性のある「多様な学びの場」を用意し、それぞれの学びの場で特別な配慮や支援が必要な子供が、安心して学ぶことができる環境整備や校内支援体制の充実が必要です。三つ目は「教員の専門性の向上・研修の充実」です。全ての教員の特別支援教育に関する専門性を向上し、学級種や校種を超えた人事交流などの推進や、小中学校と特別支援学校が相互に特別支援教育に係る専門性を向上させる取組を実施させることが必要です。最後四つ目は「開かれた特別支援教育・関係機関との連携強化」です。小中学校や特別支援学校における交流及び共同学習等を推進し、子供たちの学び合いを通した共生社会の形成を目指してまいります。また、学校と関係機関との連携による切れ目のない支援が必要です。

同様の内容につきまして、去る3月9日、こども青少年・教育委員会において常任委員会の皆様にこの件について御説明させていただきました。その際には、「昨年9月の国連勧告を踏まえ、障害理解に対する研修は教員のみならず教員以外の全ての職員にもすべき」「策定に当たっては、対象者を明確化し、全体像が見えるように類型化すべき」「単にGIGA端末を活用するだけでなく、障害のある子供たちの意思表示やコミュニケーションにもっと寄与するように深掘りをすべき」「検討に当たっては、小児精神科の医師や当事者など、あらゆる人たちの声を聞きながらつくっていってほしい」といったような御意見を頂いております。そうした御意見も踏まえながら、「4 今後の予定」にありますとおり、学校と教育委員会が特別支援教育の目指す姿を共有し、その姿を確実に浸透させていくため、特別支援教育の知識・経験が豊富な教職員や外部有識者、専門家の方々から御意見を頂きまして、学校とも丁寧に議論を進め、令和5年度中の策定を目指してまいります。御報告は以上です。よろしくお願いいたします。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

四王天委員

新しく横浜市特別支援教育推進指針というものが大きく作られるということで、前の話のどちらかというとハード面の充実に対して、これはソフト面的なものがかなり重要な部分を占めるのかなと思っております。一つお聞きしたいのはそのマインドで、うまく表現できないのですが、特別支援という言葉に対して、普通と違うというか、特別とか支援とかいう言葉で表現するのに違和感はないですかということです。ちょっと抽象的な質問で申し訳ないのですが、これからの特別支援教育の方向性を考えていく上において、そのマインドとして、特別だとか支援だとか、そういうスタンスを取っていて良いものなのかどうか、ちょっと考え込みながら新しい指針・政策を作っていただけたらなと思います。ユネスコからの勧告でもインクルーシブと言われておりますけれども、日本のいわゆる特別支援教育は、僕はどこの国よりも先進的ですばらしい、きめ細かい取組をしていると自負できると思いますが、ただ、国際的な流れも考え合わせて、みんなの広い心でこういう生徒たちのことを育てていけるようなマインドを持って、そういうことをいつも心の底に持って、この計画の策定に取り組んでいただきたいなと、そんな意見です。

佐藤インクル ーシブ教育エ グゼクティブ マネージャー

ありがとうございます。まさにそういった観点を忘れずに検討を進めたいと本当に思います。歴史を振り返ると、特殊教育から特別支援教育になり、特殊教育というのは場をきっちりと分けて、この障害の子供たちはこの場で学ぶという形で、その中で当然、専門性も磨かれてきたという経過があったのだろうと思います。それが平成19年に特別支援教育になったときに、一人ひとりの教育的ニーズをきちんと捉え、それに対して指導・支援をしていくというふうに変わって、そこから15年たってそれが根づいているのかといったようなことを振り返る機会にもしなくてはいけないなと思います。一人ひとりを見るというのは、まさに四王天委員おっしゃるとおり、特別なことではなくどの学びの場でも必要なことであって、一般級でもそれが基本にならなくてはいけない。特別なことではなく、基盤となるべきことなのではないかと思います。まさに今回の狙いは、そういったことをいかに現場に浸透させていくかということだと思っています。言うは易しみたいな部分がありますけれども、そういう観点は忘れずに検討してまいりたいと思います。

木村委員

今、マインドという言葉が出てきたので発言したいのですが、今よく言われているのは共生・協働ですよね。そのときに、子供たちのためにとか、学校のために、研修も何でもそうですけれども、何とかのためにではなくて、子供たちと共に、学校と共に、地域と共に、そういった考えが、様々な研修も組織のためにやらされているのではなくて、組織と共に、そのためにも自分の能力を高めていく。そういったところがインクルーシブにも必要です。「ために」ということが必要なときもあります。でも、基本的に「何々と共に」がこれからの共生・協働、そういったところにつながっていくマインドになっていくのではないかと思いますので、ぜひこれに限らず、研修なんかは教員も学校とともに、子供ととおもに、ここが大事だと思っています。以上です。

森委員

この計画の持つ雰囲気は、通級指導教室ですとか個別支援級、特別支援学校についての考え方を示すものという色が、そうではないという御説明がありましたけれども、どうしてもまだ強く感じます。でも、本当なら、この考え方の大きな方向性は、この図では分かるのですが、ここに描いてあるとおり、横浜市の教育全体に関する教育であるということがまず大事なポイントだと思います。今、同じ空間に入れる子供たちの枠がとても狭いのですが、書いてあるような視点の個別最適な学びですとか多様な学びの選択、専門性向上、連携強化をしていって、そこで過ごせる子供たちの数がぐっと増えていくという考え方をまずコアに持っていっていただきたいと思います。それでもやはり取り出しを含めて、特別な環境のほうが学びやすい子たちもいるので、その両方の視点、まずは過ごしやすい空間をどれだけ大きくしていけるかということが大事かと思います。

そのためには、今二つの大きな流れがあると思うのですが、平等から公平の考え方に移行していく。いろいろな子がいろいろなデバイスを使って、それぞれに合った学び方が選びやすいようにすることがまず大きな一つの流れで、対個に対するアプローチと、ここにも学び合いということが書いてありますが、もう一つはやはりペア、集団へのアプローチ、両方の充実が必要なのではないかと思います。そうしたときに、書いてある言葉の使い方かもしれないですが、教育内容の充実というニュアンスで良いのかと。そういう状態で、この延長線上で、今ここに書かれていることが本当にできるのか、もっとそこから抜け出さなければいけないし、今はそういう次元ではないと思います。私はどちらかというとまだ横浜市も日本も遅れていると思いますので、それをどうやって、充実ではない、もっ

と本当に個別最適な学びや、多様な学びの選択ができるか、ほかの諸外国からいっぱい学びつつ、横浜市らしいやり方でどんどん新しいものを作っていっていただきたいと思います。今の枠にまだまだとらわれている感じの雰囲気が漂っていますので、それから抜け出していただきたいと思います。

中上委員

先ほどの話ともちょっと重なるところがあるのですが、御説明いただいたそれ ぞれの課題ですよね。特に特別支援学校の現状でも増加しているし、ニーズも高 くなっているし、重度化、重複化、多様化とか、いろいろ現実の目の前のものを 解決していかなければいけない。それで、先に議決いただいた第4期横浜市教育 振興計画の「3つの視点」の「一人ひとりを大切に」で目指す、その検討の開始 だということですよね。ですから、これから具体的にその中身を肉づけしていく 作業に入っていくと思いますが、それに当たって、この四つの視点は非常に大事 だと思います。さっき言いましたように、教員だけでなく関わる全ての人に専門 性なり研修の体制を強化していただきたい。いずれにしても、この視点①、②、 ③、④は非常に大事な切り口だと思います。私も十何年前に比べると、本当にイ ンクルーシブというところが非常に大きく変わったなと感じます。その前はノー マライゼーションとかユニバーサルデザインとか、非常に理想の言葉が走ってい たわけですが、ただ、現実に障害者一人ひとりの個性の発達と状況に応じた教育 をすることと、もう一つは、障害者以外の意識、周囲の意識を変えていかなけれ ばいけないという、先ほどのユニバーサルデザインにしてもノーマライゼーショ ンにしても、それをどこか頭に置きながら、具体的な視点の中身を一つずつ濃く していく内容かなと思います。今後の検討の開始について非常に期待もします し、我々も遠慮なく意見を言わせていただきたいと思います。よろしくお願いし ます。

大塚委員

私も今の視点についてですが、「視点④」で、以前、私は扉一枚で特別支援学校とつながっている学校で勤務したことがございます。そのときに、子供たち同士がともに授業を作っていく。そういう学び合いの中で子供たちが、障害者の〇〇さんではなくて、〇〇さんはこういう障害があるけれども、こういうすてきなところがあるんだよとか、こういう障害と共に生きているんだということで受け入れられ、特別支援学校のお子さんたちも関わりの中で、同じ地域で、同じ学区にいる子供たちもいます。偶然だとは思うのですが、同じ学区の仲間だと、そこから休日の過ごし方、子供会の過ごし方が本当に変わってきます。発想も豊かになってきて、お互いがより楽しくするにはどうするのか。視点④の「開かれた特別支援教育・関係機関との連携強化」というのが具体的にどのように進んでいくのかということをぜひ一緒に考えさせていただきたいと思います。

それと併せて、副学籍交流は今後も継続することは間違いないと思いますが、まだまだ副学籍交流は、児童生徒一人に特別支援学校の教員の方が一般学校に一人ついてくださるということですけれども、遠慮がちな部分が非常に大きいです。だから、双方向での良い関係づくりに至るまでには、専門性をもっと高めていただく。または、交流先の一般学校とどういう話合いをすれば、一緒に、共に学習する内容がより深まっていくのかという部分で、お一人で一般校に出向いていく不安感も拭えていくと良いなと。大丈夫、という思いを持っていただけたら良いなと思います。

最後に1点ですが、1ページの参考のところで、平成28年に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市立学校教職員対応要領が策定されていて、それから今、6年目を迎えていると思います。これからの推進指針で、教職員がこ

の要領に対する理解をどのように進めていくのかということや、小学校・中学校・高校の学校教育の後、子供たちが社会や地域に出て生きていくことを考えますと、教育委員会としても社会とどのようなつながりや連携を強めていくか、そして、子供たちが社会で生きていく場づくりまで、教育委員会がしっかり努めていくことを期待したいと思っております。以上です。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。

それでは次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。教委第77号議案「横浜 市教育委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正について」、所管課から御説 明いたします。

片山総務課長

総務課長の片山です。よろしくお願いいたします。資料の最初の2ページ目は「提案理由」ですので、7ページの説明資料で御説明いたします。「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の全部改正について」ということで、「1 趣旨」です。本市の市長部局の話ですが、情報セキュリティ対策につきましては、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を踏まえ作成している「横浜市情報セキュリティ管理規程」に基づき実施しています。教育委員会もこの本市の規程に基づきまして「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程」を策定しています。このたび、市長部局で管理規程の全部改正が行われることに伴い、本市で統一したセキュリティ対策を進めることが望ましいということで、全部改正を行うものでございます。

「2 改正概要」ですが、「(1)構成の整理」で、これは管理規程の構成に 倣いまして、条項の追加や削除等々を行うものです。それと、「(2)対策事項 の明確化」は、横浜市行政情報ネットワークの再整備に伴い、クラウドサービス がかなり入ってきていますので、「情報資産の定義に情報システム利用時の認証 に関する情報」と少し分かりにくいですが、これはアカウントIDやパスワード のことを指しています。これを追加しまして、当該情報を適切に取り扱う必要性 を明確にするものです。

少しだけ新旧対象表でどんなものかだけ御紹介します。 2ページをおめくりいただきまして、先ほど言った文言の整理のところですが、例えば左側の現行の第1条ですと、「(1)情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること(以下「機密性」という。)。」に機密性という言葉があろうかと思います。その下にも「(2)」で「完全性」とか、同じように下線を引いた「(3)」の3行目に「可用性」という言葉がございます。これが例えば3ページでいいますと、右側の改正後の「(10)」「(11)」「(12)」に「機密性」「完全性」「可用性」を移動し、実際の内容は変わりませんが、整理されているというものです。

もう一つ、先ほど申し上げたアカウント関係は、さっきの3ページの少し上ですが、「(9)」の「情報資産」の2行目「情報システム利用時の認証に関する情報」ということで、ここにこの話を明記しています。左側の現行の「(5)」の「情報資産」を見ていただくと、ここにはその言葉がありません。今もその中に含まれてはいるのですが、明示したということでございます。

以上、このように整理されたということで、実際の運用や効力等についての変 更はございませんが、そのように規程の改正、整理を行うものです。本編に戻っ ていただいて1ページですが、施行日につきましては令和5年4月1日を予定し ています。説明は以上になります。 鯉渕教育長

所管から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

改正については全く異論がないのですが、実務だったり現場だったり、どんな 影響や変化が実際に起きてくるのか、何かあれば教えてください。

片山総務課長

この管理規程自体は全体の理念や目的を定めているものですので、この下にある要綱とか実施基準等に沿って実際の運用は変わっていきます。今申し上げたアカウントやパスワードというのは、実務上もかなり慎重にしていかないと漏えいなどがございますので、具体的には各課でしっかり管理、研修をしますとか、そういうことを行っていく感じになります。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。

四王天委員

サイバーセキュリティの強化ということが非常によく理解できます。今までもサイバー攻撃を受けたような実態はあるのですか。

片山総務課長

教育委員会としては基本的にないですが、市長部局としてあるかどうかは私のほうでは把握していません。クラウドサービスを入れてこれから進んでいきますので、その辺はしっかり強化していくという流れにはなっています。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。ほかに御意見がなければ、教委第77号議案については、 原案のとおり承認いただいてよろしいですか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。次に教委第78号議案「博物館法施行細則の全部改正について」、所管から御説明いたします。

鈴木生涯学習 担当部長 生涯学習担当部長の鈴木です。博物館法が改正されましたことに伴いまして、 教育委員会の規則でございます博物館法施行細則の全部改正を行うものでござい ます。詳細につきましては、課長より説明いたします。

宮田生涯学習 文化財課長

生涯学習文化財課長の宮田です。どうぞよろしくお願いします。それでは、お手元の資料に説明資料と法改正の新旧対象表等をつけてございますが、A4・1枚の資料を御覧ください。「博物館法施行細則の全部改正について」です。「1趣旨」です。博物館法の一部を改正する法律及び博物館法施行規則改正が令和5年4月1日に施行されることに伴いまして、本市の教育委員会規則であります博物館法施行細則の全部改正を行うため、教育委員会にお諮りするものでございます。

2の博物館法と博物館法施行規則改正の概要でございますが、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえまして、博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運用を確保するため、主に以下のような制度の改正が行われました。まず、「(1)設置主体について」です。これまで博物館は、地方公共団体や一般社団法人、一般財団法人、あるいは宗教法人等に限定されていた設置主体に関する制限がなくなりました。例えば、郷土資料館ですとか、あるいは民間企業が創るようなミュージアムなどの数がかなり増えておりますけれども、そういったミュージアムもこの法改正に伴って博物館に登録することがで

きることになります。それから、「(2)審査の方法について」ですが、従来は博物館施設の面積ですとか、必要な設備の有無や資料の質・量、あるいは記載はございませんが、会館日数が年間150日以上であることなど、外形的な基準に基づく審査を行っていましたが、今回の法改正に伴いまして、博物館の活動内容の質を考慮する実質的な基準に基づく審査に改められました。「(3)登録後の運用について」です。登録博物館については、都道府県または政令指定都市の教育委員会に対する運営状況などの定期的な報告が義務づけられました。「(4)博物館に相当する施設について」は、登録博物館に準じて実質的な基準に基づく審査により指定することとされております。

- 「3 規則改正の主な内容」ですが、2点ありまして、「(1)申請書の添付様式」です。登録博物館及び博物館に相当する施設の要件の変更に伴いまして、申請に必要な添付資料を整理してございます。「(2)登録の審査方法について」です。登録の審査に当たっては、新たに学識経験者などの専門家からの意見聴取が必須となったことに伴いまして、その規定を整理してございます。
- 「4 規則改正に係るスケジュール」ですが、既に3月1日から3月15日にかけて、市民意見公募を実施しておりまして、本市ホームページ、市民情報センター、区役所での閲覧をしましたが、意見の提出はございませんでした。そして、本日御承認いただきますと、3月31日に市報登載による規則改正の公布、意見公募の結果発表となります。
- 「5 その他」です。今回の改正に伴い、定期報告の部分と公表に関する規定 の改正も必要となってまいりますが、そちらに関する議案の提出は、新年度、令 和5年度の早期に改めて行いたいと考えております。説明は以上です。

鯉渕教育長

所管課からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

中上委員

この改正は今までより活動を細かく指導していくということですが、これによってどういうメリットがあるのか。いわゆる国の指導が強くなるわけですけれども、逆に改正することによるメリットというか、そこら辺があったらちょっと教えてほしいのと、いつも話していますが、一回行ったらもう良いやでなくて、市民の方が何度でも行きたいとか、リピーターができるような施設、収集・保存も非常に大事な役割だと思うのですが、それを活用して、市民の方が何回も行きたいなという企画、それにはスポンサーがつかなければいけないわけで、いろいろ財政的には厳しいかもしれませんが、ある程度そういう活動が市民から喜ばれる博物館であってほしいなと思います。そこら辺のお考えがあったらお聞かせいただけますか。

宮田生涯学習 文化財課長

新制度で登録された場合のメリットについてでございますが、税制の優遇のほか、登録博物館を対象とした国庫補助金等の申請が可能になります。また、国が新たに立ち上げました博物館の総合サイト上でも紹介されるということがあります。登録されないと国が示した補助金のメニューに手を挙げることはできないのですが、登録することによってそれが可能となってくるということです。それが主なメリットであります。

それから、例えばこの近くにカップヌードルミュージアムがあります。あれは 日清という企業体が創っているミュージアムですが、現状は博物館の登録ができ ません。それが民間企業も設置主体になれるということで、ミュージアムとして 登録することでブランドがもたらされるとか、あるいは地域貢献ができるとか、 そういったメリットが出てくるのではないかと思います。 それから、博物館のリピーターになるような施設ということですが、これは各館で再度訪れていただけるようないろいろな工夫というか仕掛けが必要になってくると思います。そういった意味では、博物館の設置主体者も更に努力をしていかなければいけないと思います。そのほかに、この法改正に伴って、いわゆるデジタルアーカイブを創ることが追加の事業として設けられましたので、逆に博物館を訪れなくてもデジタルアーカイブによって展示物を確認することができるということも広がってくると思います。ただ、根本はやはり委員がおっしゃるように、何度も訪れたくなるような魅力ある展示内容の充実に努めていくことが、まず肝要かと思われます。

中上委員

なかなかお金のかかる話で難しいのですが、この前、マリタイムミュージアムも新しくドローンで撮影したすごい迫力のある映像の展示を入れたり、子供たちが行って楽しいような中身に変えています。新しい技術を入れて、維持管理にまたすごくお金のかかる話ですが、ある程度やはり行って楽しいという、博物館法の規制ばかりであまりぎちぎちにするのではなくて、もうちょっと民間の技術なり力をかりながら、楽しい博物館にしていただきたいというのが希望です。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

森委員

御報告ありがとうございます。今までの審査内容は、施設の設備や資料の質・量だけの外形的な基準だけだったということを不勉強ながら知りませんでした。それが今度は活動内容の質に変わっていくということで、より良い変更だと思います。そうした中で、何をもって質というのか、すごく問われる部分にもなってくると思うのですが、その背景として、一番上に役割が多様化・高度化していると書かれていますけれども、多様化・高度化というのはどんなところを指しているのかと、これから更に横浜市教育委員会として博物館に期待する役割があれば教えてください。

宮田生涯学習 文化財課長

博物館には、博物館法の制定時から、資料の収集・保管、展示教育、調査研究という基本的な役割が求められているのですが、これは現在においても博物館の使命として、まず基本のところです。他方、近年、文化芸術基本法ですとか文化財保護法、文化観光推進法によりまして、博物館には、文化施設としての役割だとか、あるいは既に本市においても開港資料館が選ばれていますけれども、文化観光拠点としての役割が明確化され、より一層博物館への期待が高まっている状況にございます。

森委員

今の話ですと、生涯学習ですとか、もちろん学齢期の教育もそうですが、文化施設、文化・観光への役割も更に期待されている、横浜市としても期待しているということですか。

宮田生涯学習 文化財課長

そうですね。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。特にほかに御意見がなければ、教委第78号議案については、議案のとおり承認いただいてよろしいですか。

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、議案のとおり承認させていただきます。 以上で本日の審議が終了いたしました。事務局から報告をお願いします。

片山総務課長

次回の教育委員会定例会は、4月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、4月21日金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、4月7日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、4月21日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

以上をもちまして、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

なお、教育委員の皆様は連絡事項がございますので、このままお待ちください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

[閉会時刻:午前11時57分]